

## 理 由 書

### (備後圏都市計画区域区分の変更)

備後圏都市計画区域は、三原市、尾道市、福山市、府中市の4市で構成された広域都市計画区域として、昭和48年3月に区域指定を行うと同時に、区域区分の決定を行い、その後6回の定期見直しを経て、現在に至っている。

令和3年3月に策定した「備後圏域都市計画マスタープラン」では、「コンパクト+ネットワーク型の都市」や「安全・安心に暮らせる都市」などの5つの都市の目指すべき将来像を掲げ、その実現に向けて広域的な観点から主要な都市計画の方針等を定めている。また、本都市計画区域は、備後圏域はもとより、岡山県西部を含めたより広域の経済活動や住民の快適な暮らしを支える役割を担うものとして位置付けている。

各市においては「備後圏域都市計画マスタープラン」に即し、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、市が策定する都市計画マスタープランや立地適正化計画等に基づき、具体的な都市づくりを進めているところである。

北産業団地Ⅱ期地区は、「福山市都市マスタープラン」において、多種多様な企業の集積を図り、産業拠点として位置付けられており、拠点性を高めるため、計画的な産業基盤の整備・拡充を推進することとされている。

こうした計画の実現に向けて、福山市が造成事業を進めており、第6回定期見直しにおいて、特定保留に設定したところである。この度、造成事業が竣工したことから、計画的な市街地形成を図るため、市街化区域へ編入するものである。